

第1章 基本的な考え方

1 計画の趣旨

BSEや輸入野菜の残留農薬、食肉の偽装表示の問題など、食の安全や安心を揺るがす出来事が相次いだことから、岡山県では知事を本部長とする「岡山県食の安全・食育推進本部」のもと、食の安全基本方針を平成14年9月に策定し、生産から消費に至る食の安全・安心の確保に積極的に取り組んできました。県民が安心できる食生活を営むためには、食の安全・安心の確保のために、生産から消費に至るすべての関係者がそれぞれの責務を認識し、県、食品関連事業者等及び県民が、それぞれの立場で食の安全・安心の確保の推進に努める必要があります。

例えば、「食中毒ゼロ」を目指した取組を生産から消費に至る各過程において進めるなど、健康危害に繋がる様々な要因を取り除くとともに、偽装表示等により損なわれた消費者の食の安全に対する信頼を回復することが喫緊の課題です。

このため、本県ではこれまでの取組状況を踏まえ、食の安全・安心に対する意識を高め、安全な食品への取組を強化するため、「岡山県食の安全・安心の確保及び食育の推進に関する条例（以下「条例」という。）」を制定し、平成18年12月26日に施行しました。

本県における食の安全・安心の確保に関する施策をより一層総合的かつ計画的に推進することにより、県民の皆様の健康で豊かな生活の実現に寄与するため、条例に基づき「岡山県食の安全・安心推進計画」を策定しました。

2 計画の位置づけ

- ① 条例第10条第1項の規定による「岡山県食の安全・安心推進計画」です。
- ② 県民の視点に立った食の安全・安心の向上を目指す計画とします。
- ③ 県民、食品関連事業者、教育関係者、農林漁業者等との協働により、食の安全・安心の確保を図る計画とします。
- ④ 食の安全・安心の確保のための施策として、できるだけ具体的な数値目標を設定します。
- ⑤ 「岡山県食育推進計画（改訂版）」との連携を図ります。
- ⑥ 「新おかやま夢づくりプラン（改訂版）」、「岡山県消費生活基本計画」等関係計画との整合を図ります。

3 計画の期間

- 平成20年度から24年度までの5年間

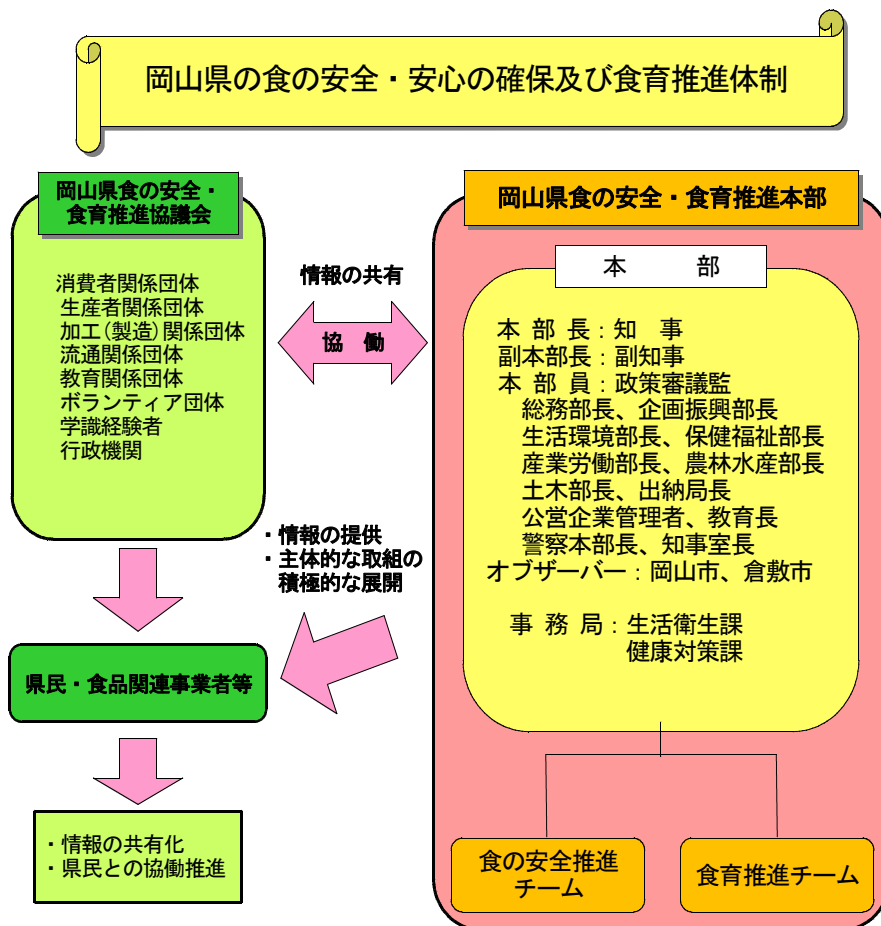
ただし、計画の進捗状況については、毎年度評価及び公表するとともに、今後の社会情勢の変化に対応し、必要に応じて施策の見直しを行います。

(岡山県食育推進計画:平成19年度から24年度までの6年間)

4 推進体制

- 県、食品関連事業者、教育関係者、農林漁業者等及び県民等がそれぞれの責務と役割を明らかにした体制で推進します。
- 岡山県食の安全・食育推進本部、岡山県食の安全・食育推進協議会が中心となって行います。
- 必要に応じて市町村と連携を図りながら計画を推進します。

推進体制図



※ 平成 22 年度から、本庁組織の再編にあわせ、庁内に設置されている各本部の一元化が図られることから、岡山県食の安全・食育推進本部についても変更の予定である。